

(別記)

土木業務委託成績評定基準

1 評定基準

(1) 業務履行状況の評定

業務履行状況の評定は、検査員、総括監督員（総括調査職員）及び主任監督員（主任調査職員）がそれぞれ行う。

各評定者は、当該業務の履行状況に応じ、各評定者用採点表の評価項目について評定を行うものとする。（評価項目の追加、削除、もしくは評価比重の変更は行わない。）

(2) 事故等による減点等

事故等による減点等は、総括監督員（総括調査職員）が行う。

総括監督員（総括調査職員）は、「2 事故等による減点等の基準」に従い、必要に応じ評定点の減点を行うものとする。

2 事故等による減点等の基準

(1) 事故等による減点

当該業務遂行中に受注者に起因する事故等が発生し指名停止等の措置を行った場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－1を参考として15点まで減点することができる。

表－1 受注者に起因する事故等が発生した場合の減点基準

区分	口頭注意	文書注意	指名停止 1ヶ月まで	指名停止が 1ヶ月を超える
考查点	3点	5点	10点	15点

【事故等による減点の適用事例】

- ・入札前に提出した当該業務の技術提案書等が虚偽であった事実が判明した。
- ・発注者の承諾なしに当該業務に関する権利義務、成果物を第三者に譲渡又は承継、公開した。
- ・業務を一括して第三者に委任し、又は請け負わせた。
- ・打合せ協議または検査の実施にあたり、職務の執行を妨げた。
- ・相当の理由なく履行期限までに業務を完了しなかった。
- ・当該業務において産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等、関係法令に違反する事実が判明した。
- ・当該業務において過積載等の道路交通法違反により、逮捕または送検等された。
- ・当該業務において安全管理の処分が不適切であったために、死傷者を生じさせた業務関係者事故、または重大な損害を与えた公衆災害を起こした。

(2) 瑕疵修補及び損害賠償による減点

成果品に、受注者の責任に起因する瑕疵が存在し、契約書のかし担保条項等に記された手続きに従い、瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合には、当該業務の総合評定点に対して、表－2を参考として20点まで減点することができる。ただし、ここでいう瑕疵修補とは、軽微なミスの修正ではない大幅な修補をいう。

なお、播磨町業務委託成績評定の実施要領（以下、「要領」という。）第5条に定める評定の結果の提出後に当該事象が発生した場合は、要領第6条に定める評定の修正を行うものとする。

表－2 瑕疵修補又は損害賠償が実施された場合の減点基準

区 分	瑕疵修補又は損害賠償の実施	故意又は重大な過失により瑕疵修補又は損害賠償の実施
考查点	10点	20点

3 適用する採点表について

以下のとおり、業務種類別の採点表を適用する。

- (1) 「測量、地質・土質調査、調査・計画等業務」採点表
要領第2条第1項(1)から(4)に規定する業務に適用する。
- (2) 「設計業務」採点表
要領第2条第1項(5)に規定する業務に適用する。
- (3) 「物件調査等業務」採点表
要領第2条第1項(6)に規定する業務に適用する。

4 対象業務が複数の業務にまたがる場合の取扱い

(1) 「主たる業務」の選定

対象業務が複数の業務にまたがる場合においては、以下の優先順位により含まれる業務の中から「主たる業務」を1つ選択するものとする。

【優先順位】

- 1位 設計業務
- 2位 調査・計画業務
- 3位 地質・土質調査業務（解析業務あり）
- 4位 測量業務、地質・土質調査業務（解析業務なし）、道路台帳作成作業業務、物件調査等業務

対象業務が、4位に掲げる業務の複数にまたがる場合は、以下により「主たる業務」1つを決定する。

- ・含まれる業務のどれかが100万円を超えるときには、その業務を「主たる業務」とみ

なすものとする。

- ・含まれる業務の複数が100万円を超えるとき、もしくはどれもが100万円を超えない場合には、業務の目的、金額を勘案して、「主たる業務」を1つ選定するものとする。

(2) 採点表の選定について

上記(1)で選定した「主たる業務」に対応する採点表を選定するものとし、総括監督員（総括調査職員）と主任監督員（主任調査職員）が協議のうえ決定する。

ただし、「主たる業務」の採点表を適用した場合においても、評価は対象業務全般について評価を行うものとする。

(3) 技術者評価について

上記(1)で選定した「主たる業務」に従事する技術者について評定点を算出するものとする。（「主たる業務」以外の業務に従事する技術者については、評価の対象外とする。）

5 単純調査業務について

設計業務委託共通仕様書第1204条及び第1205条に規定する調査業務及び計画業務には、高度な技術力をそれほど必要としない単純なデータ処理業務や資料収集・整理業務等も含んでいる。これら単純調査業務については、「測量、地質・土質調査、調査・計画等業務」採点表を用いて評価を行うものとする。

なお、単純調査業務の例を以下に示す。

【単純調査業務の例】

各部門共通	単純なデータ収集整理業務, 単純なデータ処理業務 書類編集的な業務, 文献収集業務
道路	一般的な現地踏査, 一般的な交通量観測業務 台帳整理等を目的とした資料収集業務
情報	定期的なデータメンテナンス、資料収集的な業務 単純なデータ作成のみの業務
防災	資料収集的な業務
環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等調査・分析方法が J I S 等で規定されている測定業務

6 総合評定点について

総合評定点を算出する際には、対象業務に応じて評価項目ごとに以下の重み付けを考慮する。

評価項目		(1)測量、地質・土質調査、調査・計画業務				(2)設計業務				
		業務 評定	技術者評定			業務 評定	技術者評定			
			管理又は主任 技術者	担当技術者 (注1)	照査技術者		管理技術者	担当技術者 (注1)	照査技術者	
専門技術力	提案力、改善力	2	2	2	—	2	2	2	—	
	業務執行技術力	4	4	4	—	4	4	4	—	
	施工時への 配慮 (注2)	概略設計、 予備設計	—	—	—	—	1	1	1	—
		詳細設計	—	—	—	—	1	1	1	—
	コスト把握 等能力 (注2)	—	—	—	—	2	2	2	—	
管理技術力	工程管理能力	2	2	—	—	2	2	—	—	
	品質管理能力	2	2	—	2	2	2	—	2	
	迅速性、弾力性、 調整能力	1	1	—	—	1	1	—	—	
コミュニケーション力	説明力、協調性、 プレゼンテーション力	1	1	1	—	1	1	1	—	
取組姿勢	責任感、積極性、 倫理観	2	2	2	—	2	2	2	—	
成果品の品質		7	7	4	1	8	8	5	1	
合 計		21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)	3 (100%)	25 (100%)	25 (100%)	17 (100%)	3 (100%)	

評価項目		(3)物件調査等業務		
		業務 評定	技術者評定	
			主任担当者 (主任技術者)	業務従事者 (注1)
専門技術力	提案力、改善力	2	2	2
	業務執行技術力	4	4	4
管理技術力	工程管理能力	2	2	—
	品質管理能力	2	2	—
	迅速性、弾力性、 調整能力	1	1	—
コミュニケーション力	説明力、協調性、 プレゼンテーション力	1	1	1
取組姿勢	責任感、積極性、 倫理観	2	2	2
成果品の品質		7	7	4
合 計		21 (100%)	21 (100%)	13 (100%)

注) 1. 要領第2条第1項(1)から(4)に定める業務については、担当技術者は3名までとする。

要領第2条第1項(5)に定める業務については、業務従事者は3名までとする。

2. 「施工時への配慮」及び「コスト把握等能力」は、設計業務のみ評定の対象とする。

7 業務評価項目

業務名：

(1/3)

評価項目	評価の視点	(1)測量、地質・土質調査、調査・計画業務				(2)設計業務				
		主任監督員 (調査職員)	総括監督員 (調査職員)	検査員	評定点	主任監督員 (調査職員)	総括監督員 (調査職員)	検査員	評定点	
専門技術力 プロセス評価	提案力 改善力	業務着手段階における業務特性等の考慮	○			○				
		業務遂行段階における提案	○			○				
		業務遂行上必要となる課題の提案	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/25
		業務効率等改善の提案	○				○			
	小計	①			④	①			④	
	業務執行技術力	目的と内容の理解	○			④= ①×4/21	○			④= ①×4/25
		必要情報の把握	○			①×6/10+	○			①×6/10+
		検討項目検討手法	○	○		②×4/21	○	○		②×4/25
		打ち合わせ資料の内容	○			×4/10	○			×4/10
		十分な技術力	○	○			○	○		
		小計	①	②		④	①	②		④
	施工時への配慮 (設計時評価、設計業務を対象に評定する。イ、ロのいずれかを選択する。)	イ、『概略設計』『予備設計』の場合	施工に関する一般的な知識				○			④= ①×1/25
			施工条件の把握				○			
		ロ、『詳細設計』の場合	施工に関する一般的な知識				○			④= ①×1/25
			施工条件の把握				○			
小計					①			④		
コスト把握等能力 (設計業務を対象に評定する。)	コスト削減、新技術新工法の活用						○		④= ②×2/25	
	環境配慮、社会的配慮						○			
小計							②		④	
管理技術力	工程管理能力	実施手順、工程計画	○			○				
		実施体制	○			○				
		打合せ内容の理解、記録	○			④= ①×2/21	○			④= ①×2/25
		工程管理	○				○			
	小計	①			④	①			④	
	品質管理能力	ミス防止の実施		○		④=②×2/21		○		④=②×2/25
小計			②		④		②		④	
迅速性 弾力性 調整能力	当初計画の変更	○			④= ①×1/21	○			④= ①×1/25	
	事業関係者間の調整	○				○				
	小計	①			④	①			④	
コミュニケーション 力	説明力 協調性 プレゼンテーション	理解しやすい説明、プレゼンテーション(資料)	○			○			④= ①×1/25	
		理解しやすい説明、プレゼンテーション(対応)		○		①×1/21 ×4/10+		○	①×4/10+	
		説明を補う努力		○		②×1/21		○	②×1/25	
		円滑な業務遂行への努力	○			×6/10	○			×6/10
小計	①	②		④	①	②		④		
取組姿勢	責任感 積極性 倫理観	責任感、積極性	○			○			④= ①×2/25	
		責任感、積極性、倫理観		○		④= ①×2/21× 4/10+②× 2/21×6/10		○	④= ①×2/25× 4/10+②× 2/25×6/10	
小計	①	②		④	①	②		④		
結果評価	成果品の品質	目的の達成度	○	○	○	④= ①×7/21× 1/10+②× 7/21×3/10	○	○	○	④= ①×8/25× 1/10+②× 8/25×3/10
		的確なとりまとめ	○	○	○	+③×7/21 ×6/10	○	○	○	+③×8/25 ×6/10
		ミスの有無	○	○	○		○	○	○	
		小計	①	②	③	④	①	②	③	④
⑤ 小計 (注3)		⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤	⑤		
業務執行に係る過失に伴う減点	⑥業務執行上の過失				⑥				⑥	
	⑦守秘義務に係る過失				⑦				⑦	
⑧事故等による減点(業務遂行段階を対象とする。)					⑧				⑧	
⑨瑕疵修補又は損害賠償による減点(軽微なミスの修正を除く。)					⑨				⑨	
総合評定点 (⑤-⑥-⑦-⑧-⑨)=⑩					⑩				⑩	

は、評価対象外

注： 1. 各評価項目の評定は、小数点第2位を四捨五入し、少数第1位までとする。
2. 「⑤小計」は少数第1位を四捨五入し、整数とする。

評価項目		評価の視点	(3)物件調査等業務			
			主任監督員 (調査職員)	総括監督員 (調査職員)	検査員	評定点
専門技術力	提案力 改善力	業務着手段階における業務特性等の考慮	○			④= ①×2/21
		業務遂行段階における提案	○			
		業務遂行上必要となる課題の提案	○			
		業務効率等改善の提案	○			
		小計	①			
	業務執行技術力	目的と内容の理解	○			④= ①×4/21 ×6/10+ ②×4/21 ×4/10
		必要情報の把握	○			
		検討項目検討手法	○	○		
		打ち合わせ資料の内容	○			
		十分な技術力	○	○		
	小計	①	②		④	
	プロセス評価	工程管理能力	実施手順、工程計画	○		
執行体制			○			
打合せ内容の理解、記録			○			
工程管理			○			
小計		①			④	
品質管理能力		ミス防止の実施		○		④=②×2/21
小計			②		④	
コミュニケーション力	説明力 協調性 プレゼンテーション力	当初計画の変更	○			④= ①×1/21
		事業関係者間の調整	○			
		小計	①			
理解しやすい説明、プレゼンテーション(資料)		○			④= ①×1/21 ×4/10+ ②×1/21 ×6/10	
理解しやすい説明、プレゼンテーション(対応)		○				
説明を補う努力		○				
円滑な業務遂行への努力	○			④		
小計	①	②		④		
取組姿勢	責任感 積極性 倫理観	責任感、積極性	○			④= ①×2/21× 4/10+②× 2/21×6/10
		責任感、積極性、倫理観		○		
		小計	①	②		
結果評価	成果品の品質	目的の達成度	○	○	○	④= ①×7/21× 1/10+②× 7/21×3/10 +③×7/21 ×6/10
		的確なとりまとめ	○	○	○	
		ミスの有無	○	○	○	
		小計	①	②	③	
⑤ 小計 (注3)			⑤	⑤	⑤	⑤
業務執行に係る過失に伴う減点	⑥業務執行上の過失			⑥	⑥	
	⑦中立性、公平性に係る過失			⑦	⑦	
	⑧守秘義務に係る過失			⑧	⑧	
⑨事故等による減点(業務遂行段階を対象とする。)				⑨	⑨	
⑩瑕疵修補又は損害賠償による減点(軽微なミスの修正を除く。)				⑩	⑩	
総合評定点 (⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩) = ⑪					⑪	

は、評価対象外

注： 1. 各評価項目の評定は、小数点第2位を四捨五入し、少数第1位までとする。
2. 「⑤小計」は少数第1位を四捨五入し、整数とする。